

やはり、「何が秘密かはヒミツ」だった

情報公開市民センター 理事長 新海聡

- 1 昨年12月10日の秘密保護法施行によって、長が指定権限をもつ19省庁で特定秘密の指定がなされるようになった。施行令は、これらの19省庁の長に対し、どのような情報をいつ、特定秘密に指定したのか、特定秘密に指定する期間はいつまでか、秘密指定の延長の有無、期間、秘密指定の解除の有無等を記載した管理簿（特定秘密指定管理簿）を作成し、記載することを義務付けている。特定秘密指定管理簿を見れば、どのような情報がいつまで秘密にされているかがわかる、というのだ。
- 2 特定秘密指定管理簿の内容を知るためには、19省庁に対して、いちいち特定秘密指定管理簿の情報の開示請求をしなければならない。しかし、19もの省庁への情報開示請求は、日常的になし得るものではない。誰でもいつでも閲覧できるwebでの開示をなぜ行わないのか、まず、疑問が生じる。のみならず、情報の開示請求では、請求日現在の特定秘密指定管理簿の内容しか知ることができないから、請求日の翌日以降の特定秘密の指定や解除の情報は当然ながら反映されていない。特定秘密管理簿の写しを入手した時点では、その情報は不正確なのだ。

特定秘密指定管理簿を作成する目的は、秘密指定の濫用を防止することにある。webでの開示をしないこと自体、大問題だ。政府はwebでの開示を早急に行うべきだ。

- 3 市民センターが開示請求した2014年12月11日当時の特定秘密指定管理簿によると、この時点で特定秘密の指定をしていたのは外務省だけ、それも暗号のアルゴリズムが対象であった（防衛省も指定していたが、現在開示決定待ち）。ところが最近明らかにされた、12月25日～1月1日の9省庁（防衛省を除く）の特定秘密管理簿によると、記載の特定秘密は140件に増えている。問題は、特定秘密の概要欄の記載の多くが抽象的であり、また、不開示となっているものもある点だ。法務省などは文書の概要欄には「・・(不開示)・・について平成25年5月及び平成26年2月に作成された我が国の政府が講じる措置又はその方針」とだけ記載し、指定の整理番号の一部も、特定秘密管理者の管理者の官職名も不開示とする徹底ぶりだ。危惧された通り、「何が秘密かはヒミツ」なのだ。

秘密保護法の暴走を予防するためには、webでの開示とともに、特定秘密の範囲を容易に知ることができる情報の開示が必要だ。特定秘密指定管理簿の不開示処分に対する取消訴訟を検討しなければならない。（了）